

# 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員規程

平成24年3月16日 制定  
平成25年4月1日 施行  
平成26年5月15日 改正  
平成27年5月26日 改正  
平成30年3月19日 改正  
平成30年5月23日 改正

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）定款第13条に定める本会の会員及び会費に関する事項を定めるものとする。

## (会 員)

第2条 都道府県知的障害者福祉協会（以下「地方会」という）に所属する、社会福祉法人、公益及び一般財団法人、公益及び一般社団法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う別表1の施設及び事業を行う者は、会員となることができる。

2 会長は、本会の事業において特に貢献した者、学識経験者を理事会の承認を得て、会員にすることができる。

## (準会員)

第3条 地方会に所属する前条に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業を行う者は、準会員となることができる。

## (研究会員)

第4条 会員又は準会員施設及び事業に所属する職員は、研究会員になることができる。

## (賛助会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人又は団体は、賛助会員になることができる。

## (入会手続)

第6条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

## (会 費)

第7条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員は、別表2による所定の年会費を納入しなければならない。

2 第2条第2項に規定する会員の会費は免除とする。

3 会員及び準会員の会費の納入は、地方会単位で一括して納入することとし、以降毎年度会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員及び準会員は、退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

3 正当な理由がなく、会費を2年間滞納した場合は退会とする。

(会費の用途)

第9条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益事業に使用する。

(変 更)

第10条 この規程の変更は、定款第13条第3項及び第4項に定める規程により、理事会の決議を経て行うこととする。

附 則 この規程は、本会の公益財団法人登記日より実施する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(別表 1)

—対象となる施設、障害福祉サービス及び事業—

|  |
|--|
| (1) 「児童福祉法」に定める次の児童福祉施設<br>障害児入所支援<br>障害児通所支援  |
| (2) 「障害者総合支援法」に定める次の障害福祉サービス<br>療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援<br>施設入所支援<br>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、共同生活援助 |
| (3) 「障害者総合支援法」に定める次の地域生活支援事業<br>相談支援事業<br>移動支援事業<br>地域活動支援センター<br>日中一時支援<br>福祉ホーム                      |
| (4) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく就業・生活支援センター   |
| (5) 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に定める福祉施設  |
| (6) その他、上記に準じるものとして理事会が認めたもの   |

※会員は、指定事業所単位とする。

※救護施設においては、平成 18 年 10 月 1 日以前に本会の会員となっている場合は引き続き会員とみなす。

※療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

※以下の事業は、実施主体となる事業に附随する事業として取り扱う。

自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(別表2)

## —施設・事業形態別、定員規模別会費金額表—

| 区 分  |   | 会費年額      |          |
|------|---|-----------|----------|
| A    | 障害児入所支援                                   | 29人以下     | 34,000 円 |
|      |   | 30～49     | 40,000   |
|      |   | 50～74     | 48,000   |
|      |   | 75～99     | 54,000   |
|      |   | 100人以上    | 61,000   |
| B    | 障害児通所支援                                   | 10人以下     | 14,000   |
|      |   | 11～19     | 28,000   |
|      |   | 20～59     | 33,000   |
|      |   | 60人以上     | 37,000   |
| C    | 日中活動系サービス<br>(多機能型の事業所にあつては、<br>事業所全体の定員) | 10人以下     | 14,000   |
|      |   | 11～19     | 28,000   |
|      |   | 20～59     | 33,000   |
|      |   | 60人以上     | 37,000   |
| D    | 施設入所支援<br>(障害者支援施設にあつては、<br>CとDの合計額)      | 29人以下     | 5,000    |
|      |   | 30～49     | 7,000    |
|      |   | 50～74     | 13,000   |
|      |   | 75～99     | 17,000   |
|      |   | 100人以上    | 24,000   |
| E    | 訪問系サービス<br>(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業・同行援護) | 10,000    |          |
| F    | 共同生活援助                                    | 14人以下     | 8,000    |
|      |   | 15～30     | 10,000   |
|      |   | 31人以上     | 20,000   |
| G    | 相談支援事業                                    | 14,000    |          |
| H    | 地域活動支援センター<br>日中一時支援                      | 10人以上     | 10,000   |
|      |   | 15人以上     | 12,000   |
|      |   | 20人以上     | 14,000   |
| I    | 自立訓練(宿泊型)                                 | 19人以下     | 10,000   |
|      |   | 20人以上     | 22,000   |
| J    | 福祉ホーム                                     | 10,000    |          |
| K    | 就業・生活支援センター                               | 14,000    |          |
| 準会員  |   | 上記会員と同額   |          |
| 研究会員 |   | 5,000円    |          |
| 賛助会員 | 個人  | 10,000円以上 |          |
|      | 団体  | 30,000円以上 |          |